

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p>附 則（令和2年2月20日東相シ第19-00048号） この改正規定は、令和2年2月20日から実施します。</p>

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1～2 (略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 端末回線の利用条件

(略)

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続 ※
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○			

※第 1 種サービスを除く

凡例 ○ : 利用できる × : 利用できない

(略)

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1～2 (略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 端末回線の利用条件

(略)

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○			

凡例 ○ : 利用できる × : 利用できない

(略)